

平 成 2 2 年 度

予 算 編 成 方 針

財 務 部 財 政 課

平成 22 年度予算編成方針

I 現在の経済情勢と本市の財政状況

昨年後半からの世界同時不況により戦後最悪とも言える経済危機に直面し、我が国でも自動車産業をはじめとした輸出関連産業は壊滅的な打撃を受け、また、雇用不安や消費意欲の低下など、現在でも不況の出口の见えない状況が続いている。

国は経済対策として当初予算成立後すぐに補正予算を組むなど、異例ともいえる政策を打ち出し、本市も緊急雇用対策をはじめ積極的に経済対策に取り組んできた。その効果は見えてはきているものの、失業率の悪化などいまだ予断を許さない状況に変化はない。

内閣府の発表した平成 21 年 9 月の月例経済報告によると「景気は失業率が過去最高水準となるなど厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きがみられる」としており、総務省が発表した 7 月の完全失業率についても 5.7% で前月比 0.3 ポイント悪化しているなど、雇用情勢については、今後も厳しい状況が続くと考えられる。また、先般行われた総選挙の結果、政権交代がなされ、今後国の政策が大幅に転換する可能性がある。すでに、子ども手当の創設や高速道路の無料化、補助金、基金等の見直しなど、景気の方を左右する事業が多く掲げられており、今後の経済情勢についても大きく変動するものと思われる。

地方財政に対する影響については、個人所得の減少や企業業績の低迷などによる税収の大幅な減少が今後 2 ～ 3 年続くと予想され、本市の歳入の根幹をなす市税の中で、個人住民税や法人市民税については、平成 21 年度当初予算において、前年度より約 5.4 億円の減収を見込んで

いたが、現状ではさらに悪化し、８月末現在の前年同月比では、市税全体で約 9.1 億円の減、法人市民税に限っては約 7 億円の減となっている。また、新政権が公約として掲げるガソリン税等の暫定税率の廃止などにより、今後さらなる減収が懸念される。

歳出面においては人口推計が示すとおり、少子高齢化が進む中で高齢者人口の増加により医療費や介護費、生活保護費など社会保障関連経費が増加することは明らかであると同時に、医療・保険・年金制度の大幅な改革が行われる影響を見極める必要があり、さらに施設の老朽化への対応など投資的経費についても増額が見込まれるなど財政状況は厳しさを増してきており、歳入歳出の不均衡（財源不足）が生じないよう全職員が一丸となって取り組んでいかなければ、今後、市民生活に影響を及ぼす可能性がある。

本市の財政指標面においては、生活保護費などの扶助費等が増える一方で、市税及び各種交付金等が減収したことにより、平成 20 年度の経常収支比率は 92.8 %と平成 19 年度より 2.7 ポイント悪化し、財政の硬直化が一層進んでいることを示している。

しかしながら、市民の安全・安心を柱とした福祉、環境、教育などの諸施策に対する市民の関心は高く、これらのニーズに応じていくためには、引き続き行財政改革に取り組み、財源の確保と経常経費の削減に努めていかなければならない。

また諸施策を実現する上で必要な資金調達のひとつとしての市債の発行については、世代間にわたる経費の負担の公平として投資的事業に欠かせないものであるが、過度の発行は、将来に過重な負担を強いることにもなり、財政面にも少なからず悪影響を及ぼすことから健全な財政運営を損ないかねない。平成 19 年度に施行された地方公共団体の財政の

健全化に関する法律の財政指標の一つである実質公債費比率は平成20年度で4.6%と、早期健全化基準である25%を大きく下回っているものの、今後、市債を財源とした複数の公共施設の建て替えなどが計画されているため、市債の発行に当たっては、プライマリーバランスの黒字を持続するため、国・県支出金などの特定財源を検討した上で活用していく必要がある。

Ⅱ 平成22年度の財政見通し

歳入については、前段でも述べたように、平成21年度当初予算においては、個人住民税及び法人市民税の合計は前年度を約5.4億円下回り、市税全体でも約2.3億円の減収を見込んだが、平成22年度についても、さらなる個人所得の減少や企業業績の低迷などにより大幅な減収が見込まれる。

また、普通交付税については、引き続き不交付であり、さらに各種交付金についてもガソリン税等の暫定税率の廃止に伴う代替財源の行方など不確定要素もあって例年以上に厳しい状況が当面続くと考えられる。

歳出については、新総合計画後期基本計画第5次実施計画（以下「実施計画」という。）の最終年度であり、また、次期総合計画へと移行する重要な年と位置づけられている。平成22年度の実施計画財政収支見通しでは、約74億円に上る事業費が予定されているが、計画策定時において、すでに約6.7億円の財源不足が見込まれている。しかしながら失業率の増加など、昨今の経済状況はさらに悪化しており、財源不足がより拡大することが予想され、平成22年度の予算編成は危機的な状況になると言っても過言ではない。

特別会計に対する繰出金については、社会保障関連事業である国民健

康保険事業や介護保険事業、後期高齢者医療事業などにおける医療費等が引き続き増加傾向にあることから、現行医療保険制度が継続した場合、繰出金は約 3.1 億円の増加を見込んでいる。

民生費・衛生費等の福祉的施策に関する経費や扶助費に係る経費では約 3.1 億円の増、人件費では約 9 億円の減、市債の償還のための公債費では約 2.5 億円の減など、義務的経費については、約 8.6 億円の減で推移すると見込んでいるが、歳入の大幅な減少を考慮すると、楽観視できるものではない。

このほか、一般会計の市債残高については、平成 20 年度末現在で約 419 億円であり、近年は発行額が償還額を下回る状況が続けてきているものの、今後は実施計画の進捗状況により多額の市債の発行が見込まれる。健全な財政運営を行うためには、プライマリーバランスの黒字を持続することに主眼を置くことが重要であり、財源確保の手段を市債だけに頼るのではなく、国・県支出金などの特定財源を徹底的に模索し活用につなげる必要がある。

前述のとおり平成 21 年 3 月の計画策定時の推計では、歳入については約 1.6 億円の減、歳出については約 5.2 億円の増となり、約 6.7 億円の財源不足を見込んでいたが、失業率の増加など経済の悪化や平成 21 年度 8 月現在で市税が前年度比約 9.1 億円減収となるなど、約 15.8 億円の財源不足が見込まれる。

以上が現時点での財政推計を踏まえた、平成 22 年度の歳入、歳出の見通しであるが、歳入については大幅な減額が予想され、一方で歳出は、実施計画により大きく増加するため、経常的経費においては、業務棚卸しの活用により必要性や費用対効果を意識し、大胆に切り込んだ中にも最少の経費で最大の効果を生む予算編成を行わなければならない。

Ⅲ 予算編成の基本方針

平成２３年度からの次期総合計画に伴い組織改正を行うが、組織の効率的な運営と財源の効果的な活用に努めなければならない。また、歳入について例年になく厳しい状況の中で、市民ニーズの的確な把握と効果的な事業の執行が求められている現在、職員一人ひとりが市民の目線に立ち、なおかつコスト意識と危機感を持った中で行政経営をしていかなければ、健全な行財政運営を行うことはできない。

第３次行政改革大綱の中でも、経費の削減、業務優先順位の明確化など限りある行政資源を最大限に活用することが謳われているが、各部局においてはそれを踏まえた中で、自主財源の確保はもちろんのこと、業務計画及び業務棚卸しに基づき、実施計画事業をふくめたすべての事業をゼロベースから見直し、廃止や休止を検討し実行するほか、各特別会計への繰出金の見直しも事業コストの縮減、優先順位を踏まえた事業選択を徹底し、市民ニーズに即した施策を展開するため、次に掲げる方針により予算を編成することとした。

１ 一般財源の枠配分

平成１８年度予算編成から、各部局が主体的に事業の方向性を判断し、より一層、質の高いサービスの提供とコスト意識の向上を図り、効率的な行政運営を行うために従来の積み上げ方式から一定の予算枠を各部局に付与する枠配分方式が導入されたが、平成２２年度も引き続き同方式を取り入れた予算編成を行う。

各部局においては業務計画及び業務棚卸しとの整合を図り、既存の事務事業に固執することなく、事務事業の優先度に応じて取捨選択を行った上で、枠配分された一般財源と事務事業に係る特定財源をもとに予算

を編成するものとする。

また平成 22 年度予算編成については、枠配分方式を導入してから 5 年目を迎え、ゼロベースから見直す必要もあり、また、組織改正や財政状況が著しく悪化する中、枠配分予算についても財政課において査定を行い、無駄のない予算編成を行う。

(1) 事務事業の見直しに当たっては、第 3 次行政改革大綱の重点事項に位置付けられている行政評価システムの一環として進めている業務棚卸しにより、事業の優先度を十分勘案して、総合的に評価・検証すること。

(2) 事業手法の選択に当たっては、経済性・効率性を十分に考慮すること。

(3) 特定財源については、国・県支出金などのほか、自治総合センター、地域活性化センターなどの各種団体の補助制度等の対象となる可能性を精査し、最大限の活用、財源の確保を図ること。

また、情報収集に努め、遺漏のないよう留意すること。

(4) 各部局へ配分する枠配分予算額は、平成 21 年度の枠配分予算額に単年度増減要因を加味した額とするが、財政状況が著しく悪化し、財源確保が難しい中、査定を行う。

また、平成 22 年度も引き続き試行として、平成 20 年度に各部に配分した枠配分予算額に生じた不用額のうち、内部努力、創意工夫によって節減した結果生じた不用額については、別に定める基準に基づきインセンティブ予算として枠配分予算に上乗せして配分する。

(5) 平成 22 年度に予定されている機構改革を踏まえ、統合される予定の課かいにおいては、互いに協議を行い、無駄のない予算配

分に努めること。

2 実施計画事業

実施計画事業については、計画の重点施策や重点事業の実現に向けて事業の採択を行っているが、予算要求に当たっては実施計画に位置付けられた事業費を限度とし、さらに事業内容の精査により要求額を抑えるよう努めること。特に事業費については、すでに大幅に財源見込を上回っていることや事業の採択時に比べ著しく財政状況が悪化していることから、一部事業の凍結も含めた見直しや事業費の大幅なカットを行わざるを得ないことを承知されたい。

3 協働の推進

限られた予算の中、より効果的に事業を展開するため、市民活動団体や事業者などの特性を生かした連携や役割分担によって、行政だけで対応できない地域課題の解決に、市民・事業者・行政が協働した事業の展開を図ること。また、市民ニーズの的確な把握や先取りによる計画的な行政の推進に努めるとともに、市民や関係団体と十分な連絡調整を行うこと。

IV 予算編成に当たっての留意事項

1 年間予算の編成

事務事業の計画的な執行を図るため、年間予算を見積もること。見積りに当たっては、平成20年度の決算状況を踏まえること。

2 歳入に関する事項

歳入の見積もりに当たっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方行財政に関する国の制度改正の動向等の情報収集に努めることとし、それにかかわる財源を正確に捕捉し、過大、過小とならないよう留意すること。

特に、制度の変更が生じてくることが予想されることから、関係機関との連絡を密にし遺漏のないよう努めること。

(1) 市 税

市税収入については、新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。

また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、より一層の収納率の向上に取り組み、また保険料など市税外収入担当部局と緻密な連携を図りながら、自主財源の確保を積極的に行うこと。

(2) 分担金及び負担金

国庫補助基準等がある場合は、その基準を考慮しつつ、受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

維持管理経費等の原価を考慮した中で、市民の負担の公平を確保するため、給付対価の経済原則を念頭におき、利用者負担の割合の適正化を図ること。

なお、指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入した場合、施設の利用料金は指定管理者の収入となるので、詳細な事項については、財政課と協議すること。

(4) 国・県支出金

国・県支出金等については、積極的に最新の情報を収集し、予

算編成において的確な内容で反映するよう努めること。

(5) 市 債

市債については、償還が及ぼす将来の財政負担を考慮し、慎重な運用に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 第二次経費の要求

第二次経費の予算要求は、実施計画事業費のほか、政策的判断により実施することが決定された事務事業を対象に行う。

また、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕費（1件当たり、130万円を超える施設に係る修繕費）についても、その他政策的経費として予算要求することとし、一件査定を行う。

(2) 第一次経費の要求

枠配分対象経費となる第一次経費の区分は、平成22年度経費区分基準表による。

枠配分対象経費の歳出予算は、それぞれの事務事業の実施にともない収入される特定財源と枠配分された一般財源をもとに組み立て、要求すること。

なお財政状況が厳しいことから、枠配分の範囲内で行われた予算要求についても査定を行い、過去の執行状況などを参考に、明らかに無駄と思われるような要求については、減額することもあるので承知されたい。また、当初予算において事業費への一般財源の充当を機械的に枠内におさめ年度途中で不足額を生じさせたり、国庫支出金等の特定財源を過大に見積もり、歳入欠陥を生じさせたりすることがないように、計上する科目については年度の途

中で科目更正のないように留意すること。

(3) 実施時期が確定していない事業用地の先行取得は、原則認めない。

(4) 補助金・負担金

補助金については、「茅ヶ崎市における補助金等の見直しについて」で示した基準に基づく見直しにより、一定の成果を上げることができた。平成22年度においては、引き続き見直し基準を考慮した上で、市民との協働の可能性も含め、改めて支出の必要性や適正な補助金額を精査すること。

なお、各種行政協議会等の負担金については、前年度に引き続き削減、廃止に努めること。特に繰越金が負担金総額を上回るような各種協議会等については、負担金額を見直すよう事務局に対し働きかけること。

(5) 人件費

これまで、義務的経費である人件費の増加への対策として、特別職の退職手当、期末手当等の削減のほか、平成17年度から管理職手当支給額の削減を実施するなど、取り組んできたところである。

平成22年度は、引き続き各部局において再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時職員等の積極的な活用により、職員の負担の軽減や人件費の抑制に取り組んでいくこととする。

4 特別会計に関する事項

各会計とも、第二次経費として要求すること。

本市の厳しい財政状況を考慮し、各特別会計に対する繰出金・負担金

については、可能な限り一般会計への負担の軽減を図ること。

そのためには、特別会計は、事務事業を絶えず見直し、経営改善の徹底に努めること。また、医療・保険制度の見直しが実施される可能性もあるため、常に最新の情報を取り入れるよう努めること。

(1) 国民健康保険事業

医療給付費の増加に対応するため、診療報酬明細書の点検業務をさらに徹底し、給付内容を検証すること。また、保険料収入については、税部局と協力の上、収納率の向上に努めること。

(2) 下水道事業

下水道処理区域の拡大とともに、既設管路等の維持管理費が増加しているため、維持管理計画等に基づき効率的な運営を行い経費を抑制すること。また、負担の公平の観点から使用料の収納率の向上に努めること。

受益者負担金についても、使用料と同様、負担公平の観点から、適正な徴収に努めること。

下水道施設整備事業について、雨水幹線整備計画等に基づき事業量を精査し、事業を繰越しすることのないようにすること。また、国庫補助金の動向を見極め、財源の確保に努めること。

(3) 老人保健医療事業

平成21年度同様、経過措置に係る経費を計上すること。

(4) 後期高齢者医療事業

一般会計から繰り出される経費の内容や保険料収入額など、歳入歳出ともに的確な予算要求を行うよう努めること。

(5) 介護保険事業

医療制度改革による歳入歳出への影響を勘案するとともに、制

度改正、報酬改定が実施される場合は的確に把握し、当初予算に反映させること。また、保険料収入については、収納率の向上に努めること。

歳出にあつては、引き続き計画的かつ円滑な事業運営に取り組むとともに、給付の適正化に努めること。

(6) 公共用地先行取得事業

既に借り入れた市債の償還に要する経費を見積もること。

(7) 病院事業

病院事業については、平成21年3月に策定された「茅ヶ崎市立病院改革プラン」に基づき、より一層経営の健全化に努めること。併せて一般会計の負担が軽減できるように努めること。

- 5 その他予算要求書作成に関しては、経費区分基準表、予算要求基準及び平成22年度当初予算（第一次経費・第二次経費）見積書作成要領に基づくこと。

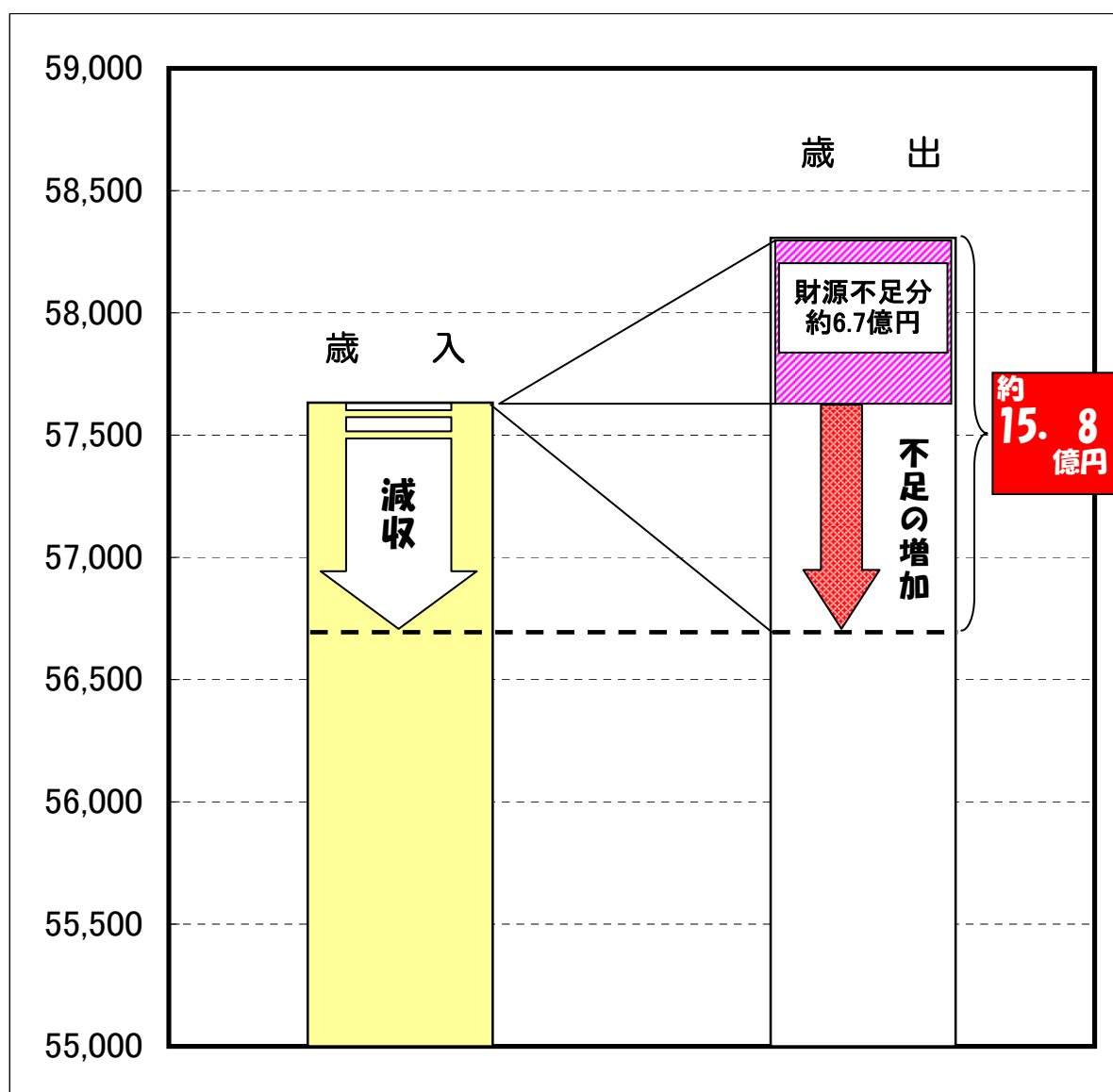
参考資料

計画策定時での財政推計

(単位:百万円)

	自主財源	依存財源	歳入合計	義務的経費	任意の経費	実施計画事業費	歳出合計
平成21年度 (予算)	42,356	15,434	57,790	28,367	22,714	6,709	57,790
平成22年度 (見込)	41,507	16,126	57,633	27,512	23,344	7,451	58,307

現状での財政推計



■ 平成 22 年度経費区分基準表

区 分	注 意 事 項 等
1 第一次経費 枠配分対象経費	・ 枠配分対象経費及びインセンティブ予算は、第一次経費として要求してください。 ・ 枠配分対象経費は、次の経費とします。 - ア 人件費のうち、非常勤特別職報酬、非常勤嘱託員報酬、非常勤嘱託職員報酬及び、これらに係る社会保険料、議員期末手当、共済組合等負担金の議会、消防本部分、災害補償費、恩給及び退職年金 - イ 平成 21 年度第二次経費のうち、債務負担行為設定分（平成 19 年 9 月補正まで）及び平成 22 年度経常化する事業費（福祉的施策及び実施計画事業費を除く） - ウ その他、第二次経費以外のもの ※ア、イに該当する事業については、枠配額提示の際、通知します。 ・ インセンティブ予算は、枠配分対象外経費ですが、第一次経費と併せて要求してください。
2 第二次経費 枠配分対象外経費	・ 枠配分対象外経費は、第二次経費として要求してください。 ・ 枠配分対象外経費は、次の経費とします。 - ア 人件費（第一次経費に該当するものを除く） - イ 扶助費（福祉的施策に該当する事業） - ウ 公債費 - エ 災害復旧費・予備費 - オ 特別会計へ支出する繰出金等（市立病院事業費負担金を含む） - カ 特別会計に係る経費 - キ 一件 130 万円を超える施設等に係る改修及び修繕に関するもの（大規模修繕）（施設再編整備課の見積額による） - ク 第 5 次実施計画事業に位置付けられた事務事業（協働事業含む） - ケ 公有財産購入費 - コ 1 点単価が 100 万円以上の備品購入に係る経費 - サ 車両購入に係る経費（用地管財課の購入に係るものを除く） - シ 継続費及び債務負担行為設定分（平成 19 年 12 月補正以降） - ス 第 5 次実施計画事業採択後に生じた、実施計画事業相当事業費（その他政策的経費） ※ 枠配分対象外経費は、予算要求後、一件査定を行います。

※ 経常及び臨時の区分は、従来どおりです。

○ 平成22年度当初予算要求書作成要領

1 第一次経費

(1) 提出期限 **平成21年10月23日（金曜日）・午後3時**

及び提出場所 本庁舎7階 財政課

- (2) 提出書類
- | | |
|----------------------------|-----------|
| (ア) 第一次経費歳入・歳出予算集計表（様式1-1） | 1部 |
| (イ) 一般財源所要額集計表（様式1-2） | 1部 |
| (ウ) 第一次経費枠配分額一覧表（様式2） | 1部 |
| (エ) 歳入予算要求書 | 1部（※i、ii） |
| (オ) 歳出予算要求書 | 1部（※ii） |
| (カ) 債務負担行為に関する調書（更新） | 2部 |
| (キ) 貸金説明書 | 1部 |
| (ク) 自動車等購入要求調書（用地管財課） | 1部 |
| (ケ) 廃止科目等に関する調 | 1部 |
- ※i 歳入充当については、他課主管事業に充当するものがありますので調整してください。
- ※ii 予算要求書は、歳入、歳出を別冊とし、課かいごとに通し番号を右下に付番し、部等一括で提出してください。
- (ア)～(オ)は必ず、(カ)以降は必要に応じてイントラネットから帳票をダウンロードして必要事項を記入後、提出してください。
- 予算要求に際しては、必要に応じて図面・資料等を1部添付してください。

(3) 事業名の変更等 事業名は、21年度予算説明書に記載された名称を用いてください。なお、予算科目及び事業の新設・変更を必要とする場合は、財政課と協議のうえ、「歳入・歳出科目登録依頼票」を提出してください。

(4) 入力開始日 **平成21年9月29日（火）から**

- (5) 作成方法
- (ア) 歳入予算のうち、国・県支出金等は、補助対象事業費、補助基本額、補助率等算出の基礎を明記してください。
- (イ) 歳出については、経費を「経常」と「臨時」に分類し、経常的経費は001番から、臨時的経費のうち翌年度以降経常化するものは500番から、当年度のみ臨時経費は800番から付番し、作成してください。
- (ウ) 「事業の概要」欄には、既存事業については概要及び成果、新規事業については概要及び期待される成果を含め、事業内容の詳細がわかるように明記してください。
- (エ) 「報酬」の説明欄には、根拠条例を明記してください。
- (オ) 「委託料」の説明欄には、算出の基礎、本年度要求額、前年度実績（見込み）額及び前々年度決算額を明記してください。
- (カ) 「負担金補助及び交付金」の説明欄には、支出先、支出根拠、本年度要求額及び前年度予算額を明記してください。

(6) その他

(ア) 第一次経費予算要求対象経費は、平成22年度経費区分基準表を参照してください。

(イ) 理事者ヒアリング及び予算査定を実施します。

2 第二次経費

(1) 提出期限 **平成21年10月23日（金曜日）・午後3時**

及び提出場所 本庁舎7階 財政課

(2) 提出書類 (ア) 歳入予算要求書 9部（※i、ii）

及び提出部数 福祉的施策に関する要求書は、2部

(イ) 歳出予算要求書 9部（※i）

福祉的施策に関する要求書は、2部

(ウ) 継続費要求書 9部

(エ) 継続費に関する調書 9部

(オ) 債務負担行為要求書 9部

(カ) 債務負担行為に関する調書 9部

(キ) 貸金説明書 9部

(ク) 自動車等購入要求調書 9部

(ケ) 廃止科目等に関する調 1部

※i 歳入充当については、他課主管事業に充当するものがありますので調整してください。

※ii 予算要求書は、歳入、歳出を別冊とし、通し番号を右下に付番し、提出してください。

● (ア)～(イ)は必ず、(ウ)以降は必要に応じてイントラネットから帳票をダウンロードして提出してください。

● 予算要求に際しては、必要に応じて図面・資料等を9部添付してください。

(3) 事業名の変更等 事業名は、21年度予算説明書に記載された名称を用いてください。なお、予算科目及び事業の新設・変更を必要とする場合は、財政課と協議のうえ、「歳入・歳出科目登録依頼票」を提出してください。

(4) 入力開始日 **平成21年9月29日（火）から**

(5) 作成方法 第一次経費を参照してください。（ウを除く）

(ウ) 「事業の概要」欄には、1行目は「**■平成22年度経費区分基準表－2 第二次経費**」に掲げられた区分を明記するとともに、2行目以降は既存事業については概要及び成果、新規事業については概要及び期待される成果を含め、事業内容の詳細がわかるように明記してください。

(6) その他 (ア) 第二次経費予算要求対象経費は、平成22年度経費区分基準表を参照してください。

(イ) 予算査定は、**福祉的施策については10月29日（木）から、実施計画事業等については11月10日（火）から**実施します。

○ 予 算 要 求 基 準

節 及 び 細 節	積 算 基 準 及 び 注 意 事 項
1 報 酬	現行条例単価によること（支出の根拠条例を必ず記載すること）。
1 議 員 報 酬	
2 非 常 勤 特 別 職 報 酬	既存の組織又は機関の必要性、人員及び開催回数を再検討すること。
3 非 常 勤 嘱 託 員 報 酬	
4 非 常 勤 嘱 託 職 員 報 酬	非常勤嘱託職員については、事前に職員課と協議すること。
2 給 料	
1 特 別 職 給	
2 一 般 職 給	
3 職 員 手 当 等	時間外勤務手当は、前年度当初予算額以内とすること。
4 共 済 費	臨時職員の雇用に要する共済費は、各課が見積もり、執行は、職員課とする。ただし、労災保険料については、自課執行とする。
1 共 済 組 合 等 負 担 金	
2 災 害 補 償 基 金 負 担 金	
3 社 会 保 険 料	
5 災 害 補 償 費	
1 災 害 補 償 費	
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	
1 恩 給 及 び 退 職 年 金	
7 賃 金	賃金説明書を添付すること。
1 賃 金	新規及び雇用人数・時間等に変更を伴う場合は、事前に職員課及び行政 管理課と協議し、調整後に要求すること。
	単価は、次の基準どおりとし、雇用日数は、最小限に抑えること。
	一 般 事 務 時 給 8 4 0 円
	保 育 士 1 , 0 0 0 円
	保 健 師 時 給 1 , 2 8 0 円
	看 護 師 1 , 2 0 0 円

○ 予算要求基準

節 及 び 細 節	積 算 基 準 及 び 注 意 事 項
	清掃作業員 1, 200円 その他の現場作業員 830円 給食調理員 860円 栄養士 1, 000円 給食配膳員 770円 施設用務員 770円 夜間管理業務員 840円 交通費相当分は、通勤距離2.0km以上の者について、次のとおり支給する。 ア 交通機関利用者1勤務につき、500円を限度として実費支給する。 イ 交通用具利用者1勤務につき、100円を支給する。ただし、1か月2,000円を限度とする。 なお、臨時職員の雇用に要する共済費は、各課が見積もり、執行は、職員課とする。
8 報 償 費 1 報 償 費	講師謝礼（大学教授程度） 1時間当たり 20,000円以内 調査員、各種委員等への謝礼は、現行単価以内で見積もること。 各種大会、行事等における記念品、参加賞は認めない。
9 旅 費 1 費 用 弁 償 2 普 通 旅 費	各種協議会等の県外視察は、会長市以外は認めない。 全国大会等の出席は、認めない。
10 交 際 費 1 交 際 費	平成20年度実績額及び平成21年度当初予算額を考慮し、支出の内容等を十分に精査し、節減に努めること。
11 需 用 費 1 消 耗 品 費	積極的に抑制を図ること。 財務事務に係るオンライン用トナーは、情報推進課で見積もる。 印刷用紙は、文書法務課で一括管理し、使用量抑制に努めること（用紙購入は、前年度以下に抑えること）。

○ 予 算 要 求 基 準

節 及 び 細 節	積 算 基 準 及 び 注 意 事 項
2 燃 料 費	平成20年10月から平成21年9月までの実績及びガソリン等単価の変動を考慮し、暫定税率が廃止されたものとして見積もること。
3 食 糧 費	平成20年度実績額及び平成21年度当初予算額を考慮すること。 単価は、次の基準による。 茶 菓 等 200円以内 弁当・食事 520円以内 食事の提供は、報酬・報償費を支出する会議等では認めない。
4 印 刷 製 本 費	平成20年度実績額及び平成21年度当初予算額を考慮すること。 印刷物は、できる限り簡易印刷機を活用すること。特に会議資料 等内部印刷物は、茅ヶ崎市環境マネジメントシステムに基づき簡易 印刷機を使用すること。
5 光 熱 水 費	平成20年10月から平成21年9月までの実績額を考慮すること。 電気料は、施設を所管する課かいにあつては、過去の電力消費量を勘案し要求するとともに、1年を通して時期により契約電力量と最大電力消費量とに著しい乖離がある場合は、その傾向を把握し、契約電力の変更を適宜行い経費の節減に努めること。 下水道使用料は、光熱水費で要求すること。
6 修 繕 料	施設等の修繕は、緊急度等を考慮し、枠配分の範囲で計画すること。 1件100万円以上の修繕は、工事請負費に計上すること。なお、要求書に併せ見積書（1部）を提出すること。
7 賄 材 料 費	平成20年10月から平成21年9月までの実績額を考慮すること。
8 医 薬 材 料 費	平成20年10月から平成21年9月までの実績額を考慮すること。
9 飼 料 費	平成20年10月から平成21年9月までの実績額を考慮すること。
12 役 務 費	平成20年10月から平成21年9月までの実績額を考慮すること。
1 通 信 運 搬 費	郵送料は、納税通知書など一時に多量発送するものを除き、文書法務課において一括して見積もる。 (事前に文書法務課と調整を図ること。)
2 広 告 料	平成20年度実績額及び平成21年度当初予算額を考慮すること。
3 手 数 料	平成20年度実績額及び平成21年度実績額（見込額）を考慮すること。 車両等のリサイクル費用は、手数料で要求すること。

○ 予算要求基準

節 及 び 細 節	積 算 基 準 及 び 注 意 事 項
4 筆 耕 翻 訳 料	平成20年度実績額及び平成21年度実績額（見込額）を考慮すること。
5 火 災 保 険 料	平成20年度実績額及び平成21年度実績額（見込額）を考慮すること。
6 自 動 車 損 害 保 険 料	用地管財課と協議をすること。
7 保 険 料	平成20年度実績額及び平成21年度実績額（見込額）を考慮すること。
13 委 託 料	定例業務については、指定管理も含め、次の視点から再点検し、委託料の削減を図ること。
1 委 託 料	○公共施設の管理水準の見直し（回数、時間、期間、人員など） ○委託業務の種類、内容、項目、数量、程度の見直し ○同種の委託業務の統合の検討 新規委託する場合は、事業の合理化、効率化を図る観点から事前に職員課及び行政管理課と協議し調整したものを要求すること。
2 都 市 施 設 公 社 委 託 料	平成19年度から都市施設公社委託料、社会福祉事業団委託料、文化振興財団委託料、シルバー人材センター委託料の細節は廃止しましたので、13-1委託料で要求すること。
3 社 会 福 祉 事 業 団 委 託 料	
4 文 化 振 興 財 団 委 託 料	
5 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー 委 託 料	
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	
1 使 用 料 及 び 賃 借 料	基準の定まっているものは、所定の額とする。 下水道使用料は、光熱水費で要求すること。 賃借料は、平成20年度実績額及び平成21年度実績額（見込額）を考慮すること。 リース契約しているものは、リース期間を明記すること。 パソコン等リース契約しているもので、リース期間終了後においても使用可能な機器については、可能な限り再リースすること。
15 工 事 請 負 費	1件100万円以上の施設等の修繕は、工事請負費で要求すること。
1 工 事 請 負 費	
	見積書、工事箇所図、見取図等の資料を添付すること。（1部） 施設等の建設工事に係る仕様は、標準的なものとする。

○ 予算要求基準

節 及 び 細 節	積 算 基 準 及 び 注 意 事 項
16 原 材 料 費 1 原 材 料 費	平成２０年度実績額及び平成２１年度当初予算額を考慮すること。
17 公有財産購入費 1 公有財産購入費 2 土地開発公社保有分 3 学校建設公社保有分	単価は、実勢価格を十分考慮し計上すること。買い換え価格は、関係課と協議すること。
18 備 品 購 入 費 1 備 品 購 入 費 2 車 両 購 入 費	必要性を十分検討すること。 更新する場合は、購入日を明記すること。
19 負担金補助及び 交付金 1 負 担 金 2 補 助 金、交 付 金 3 土地開発公社補助金 4 都市施設公社補助金 5 社会福祉協議会補助金 6 文化振興財団補助金 7 シルバー人材センター補助金	「茅ヶ崎市における補助金等の見直しについて」で示した見直し基準を適用した結果を反映すること。 県下各市などで構成される行政協議会等の年会費、研修会等の負担金は、原則として削減及び廃止の方向での見直しを行い、各協議会での検討結果を踏まえて要求すること。 平成１９年度から土地開発公社補助金、都市施設公社補助金、社会福祉協議会補助金、文化振興財団補助金、シルバー人材センター補助金の細節は廃止しましたので、19-2補助金、交付金で要求すること。
20 扶 助 費 1 扶 助 費	件数、人数等の積算は、平成２１年１０月１日現在の人員を基礎に見積もること。 単価は、現行単価で要求すること。
21 貸 付 金 1 貸 付 金	資金運用に留意し、必要最小額の経費とすること。

○ 予算要求基準

節 及 び 細 節	積 算 基 準 及 び 注 意 事 項
22 補償補填及び賠償金 1 補 償 補 填 2 賠 償 金	対象物件、数量など必要額を精査し、的確に計上すること。
23 償還金利子及び割引料 1 償還金利子及び割引料	
24 投資及び出資金 1 投 資 及 び 出 資 金	
25 積 立 金 1 積 立 金	
26 寄 附 金 1 寄 附 金	
27 公 課 費 1 公 課 費	
28 繰 出 金 1 繰 出 金	特別会計においては、経営の一層の効率化と健全経営の維持に取り組み、当該会計の現状及び繰出項目・内容を精査分析の上、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制すること。
29 予 備 費	

平成22年度予算編成スケジュール

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月
28 日 (月)	2 日 (金)23 日 (金)30 日 (金)4 日 (水)	26 日 (月)30 日 (金)	2 日 (水)4 日 (金)	28 日 (月)
予 算 編 成 方 針 説 明 会	各部局 枠配分調整	枠配分 理事者ヒアリング		
	第一次経費提示	第一次経費ヒアリング (査定)	財政課長調整	
	予第一次要求経書提出期限			
	23 日 (金)29 日 (木)19 日 (木)			
	福祉的施策経費ヒアリング (査定)			
		10 日 (火)27 日 (金)	11 日 (金)22 日 (火)	13 日 (水)18 日 (月)
		実施計画事業・特別会計・大規模修繕等 ヒアリング (査定)	部長査定	理事者査定
			予第二次要求経書提出期限	
			第一次経費・二次経費 (福祉的施策経費) 予算内示	

*日程は、変更になることがありますのでご了承ください。

参考資料

財政収支の見通し(一般会計)

(単位:百万円)

区 分		21年度(予算)	22年度(見込)	2力年合計
歳入	自主財源	42,356	41,507	83,863
	市税	36,163	35,611	71,774
	分担金及び負担金	640	646	1,286
	使用料及び賃借料	809	732	1,541
	繰入金	1,240	1,450	2,690
	その他	3,504	3,068	6,572
	依存財源	15,434	16,126	31,560
	交付金等	3,297	3,342	6,639
	国・県支出金	8,250	8,695	16,945
	市債	3,887	4,089	7,976
合計		57,790	57,633	115,423
歳出	義務的経費	28,367	27,512	55,879
	人件費	13,820	12,917	26,737
	扶助費	9,428	9,730	19,158
	公債費	5,119	4,865	9,984
	任意的経費	22,714	23,344	46,058
	物件費	9,025	8,845	17,870
	維持補修費	1,336	1,200	2,536
	補助費等	3,376	3,200	6,576
	繰出金	7,619	7,924	15,543
	その他	1,358	2,175	3,533
	実施計画事業費	6,709	7,451	14,160
	うち公共施設再編整備事業費	2,851	3,880	6,731
合計		57,790	58,307	116,097
財源過不足額(歳入－歳出)		0	△ 674	△ 674